明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四条第二項中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六条第二号中「防衛省又は」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁又は」に、「防衛省及び」を「防衛省本省及び防衛装備庁並びに」に改める。

第七条第二項中「防衛省」を「当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改め、「自己若しくは」の下に「自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の」を加え、「隠ぺいして」を「隠蔽して」に改める。

第十一条第二項第二号中「防衛省」を「当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁」に改める。

第十二条中「第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項」を「第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛装備庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

第十三条第二項及び第三項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第十四条（見出しを含む。）中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

第十五条第一項第一号中「自衛隊員」を「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員」に改め、同項第二号中「自衛隊員が」を「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員が」に改め、同項第三号中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「倫理監督官は」の下に「その属する防衛省本省又は防衛装備庁の」を加える。

第四条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「技術研究本部又は防衛省の内部部局及び技術研究本部以外の機関並びに」を「防衛装備庁の施設等機関又は防衛省本省（以下「本省」という。）の内部部局及び機関」に改め、「部隊及び機関」の下に「並びに防衛装備庁の内部部局」を加え、同条第十項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第十二項中「、技術研究本部長、装備施設本部長」を削り、「防衛監察監」の下に「、防衛装備庁長官」を加える。

第七条第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「受けた者」の下に「（防衛装備庁の職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者）」を加える。

第八条の四第一項中「防衛省内部部局」を「本省の内部部局」に改め、「除く。）」の下に「及び防衛装備庁の内部部局」を加える。

第十四条第二項第六号及び第十七条の四第一項第三号中「防衛省」を「本省」に改める。

別表第三防衛省内部部局の項中「防衛省内部部局」を「本省内部部局」に、「技術監」を「施設監」に、「訟務管理官」を

訟務管理官	
施設整備官	
提供施設計画官	
施設技術管理官」	

に、「衛生官」を「技術計画官」を「衛生官」に改め、同表統合幕僚監部の項中「統合幕僚副長」を「統合幕僚副長　総括官」に、「課長」を「課長　参事官」に改め、同表陸上幕僚監部の項中「警務管理官　開発官」を「警務管理官」に改め、同表技術研究本部内部部局の項、技術研究本部の研究所の項、先進技術推進センターの項、技術研究本部の試験場の項及び装備施設本部の項を削り、同表地方防衛局の項の次に次のように加える。

防衛技監	
部長	
装備官	

別表第三防衛省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部並びに地方防衛局の項中「防衛省内部部局」を「本省内部部局」に、「技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部並びに地方防衛局」を「防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁」に改める。

別表第六自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）で防衛大臣の指定するものの項中「除く。）」の下に「並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署」を加える。

（航空機工業振興法施行令の一部改正）

第五条　航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条各号を次のように改める。

一　防衛装備庁航空装備研究所

二　防衛装備庁陸上装備研究所

（行政機関職員定員令の一部改正）

第六条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表防衛省の項中「二一、一四六人」を「二一、一六一人」に、「二一、一一七人」を「二一、一三二人」に改め、同表合計の項中「二九六、三二六人」を「二九六、三三一人」に改める。

	一種	二種
防衛装備庁内部部局	審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備制度管理官 事業計画官 統合装備計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官	
		装備開発官